

＜市町村アンケートの内容及び意見＞

行政手続の簡素化、効率化、住民サービス向上を目的に、各種国の規定、条例及び規則、大阪府に対する申請等の手続やルール・慣行に係る問題点や改善について、意見を伺った。

意見数等			
意見数 (通)	意見への対応(件)		
	①すぐに取り 組む	②検討して取 り組む	③その他、すぐ には困難等
25	4	6	15

具体的内容	取組内容	関係法令等
<p>■ 家電リサイクル 家電リサイクルについて、現行制度は前払い制度となっていないため不法投棄される事案が多く、これら进行处理するために自治体が処理費用を負担しなければならない。そのため、商品代金に処理費用を上乗した前払い制度(デポジット制度)とすることで不法投棄を防ぐことができると考える。あわせて、製造者の拡大生産者責任も図ることができると考える。 現行の引き取り制度では、小売業者が過去に自ら販売したものと買い換えの際に引き取りを求められたもののみが対象となっており、いわゆる引き取り義務外品については法制上何らの手だてもされていないことから、引き取り義務外品についても円滑に引き取り、リサイクルができるような法整備が必要と考える。</p>	<p>前払い制については、国において、海外への不法輸出等の解消を主眼に議論が行われてきたところであるが、府としても全国環境衛生・廃棄物関係課長会を通じて導入を国に要望しているところ。 なお、不法投棄家電の回収に係る市町村の費用負担軽減のための措置として、一般財団法人家電製品協会により、市町村の実施する不法投棄防止事業(特定家電に係るもの)や不法投棄された使用済家電を回収してメーカーの処理ルートに引渡す費用を助成する、「不法投棄未然防止事業」が実施されている。 義務外品の取扱いについては、廃棄物処理法第6条の2に基づく一般廃棄物の統括的処理責任において市町村が回収体制を整備することとされているが、現在中央環境審議会において前払い制とあわせて議論が進められているところなので、今後の国の動きを注視していきたい。</p>	<p>特定家庭用機器再品化法(平成10年法律第97号)第6条、第9条</p>
<p>■ 修学資金、技能修得資金の貸付申請や高等技能訓練促進費の手続 修学資金や高等技能訓練促進費の手続について府に質問をすると、担当者によって答えが違ふことがあり、申請者に迷惑をかけることがある。 例としては必要書類の内容、対象となる資格の種類、2年目以降の教科書代が貸付の対象となるか否か、など。 度重なる要綱等の改正により制度が複雑になっていることもあり、府の担当職員間で見解を統一しておいてほしい。</p>	<p>高等技能訓練促進費の制度が複雑化し、市町等からの問い合わせが増加する中、府担当者間でも見解を統一し、それを根拠立てて明確なものとするため、平成24年度末に事務マニュアルとQA集を作成するとともに、平成25年度の市町等担当者研修において、配布している。 貸付事務においても貸付相談対応しやすいよう現在マニュアルの改訂を進めており、今後も引き続き必要の都度市町村等に周知説明を行っていく。</p>	<p>母子及び寡婦福祉法等</p>
<p>■ 認可外保育施設運営支援事業における財源措置 国と地方自治体が一体的に取り組む待機児童解消先取りプロジェクト事業による、安心子ども基金を活用した「認可外保育施設運営支援事業」においては、補助率が国 1/2 府 1/4 市 1/4と定められているが、府の財源の有無に関わらず、国の補助分については、財源を措置していただきたい。 なお、今般、国においては、待機児童解消に向け、できる限りの支援策を講じるとされており、府においても、同様に柔軟な対応を図られるよう検討していただきたい。</p>	<p>平成25年度については、事業実施に必要な財源を制度どおり財政措置できる見込みです。 今後とも、安心子ども基金を活用しながら、待機児童解消の取組に支援が行えるよう、財源確保に努めていく。</p>	<p>「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の運営について」(雇児発第0305)</p>

<p>■ 都市計画案件にかかる手続 平成23年度の都市計画法第19条第3項の改正により、市の都市計画決定にあたっては都道府知事との協議が必要であるが、同意は不要となっているにも関わらず、法改正前の府知事の同意を得ると同様の手続を要している。法に基づく協議に入る前の意見照会等の手続を簡素化することにより、スピード感を持って対応していただきたい。</p>	<p>都市計画法第19条第3項に基づく、市との協議については、「広域の見地からの調整」、「府の都市計画との適合」の観点から実施している。(町村の都市計画決定は同意要) 実施に際し、「協議事項」、「標準的な協議期間」、「手続きフロー」等について、平成23年度に府内全市町村と意見交換を行い、合意の上進めている。なお、その内容は都市計画の手続指針として取りまとめ、全市町村へ通知している。 また、法に基づく協議の前に実施している事前協議については、国の都市計画運用指針にも、協議の円滑化を図るため活用を基本とすることが明記され、上記手続きフローにも記載し、協議期間内に迅速に実施している。</p>	<p>都市計画法第19条第3項 都市計画運用指針(国土交通省(第6版)) 都市計画手続の指針(大阪府(平成23年10月1日一部改定))</p>
<p>■ 公用車の保有状況調査 大阪府自動車NOx・PM総量削減計画の一環で毎年公用車の保有状況調査を実施しているが、全庁の取りまとめはもちろん、各課の庶務担当に多大な負担を強いている。 本市ではすでにリース等で低公害車の導入を進めており、現状以上に普及することは困難な状況である。 そのため、時間のかかる調査であるわりに、計画にある「低公害車の普及」の促進や現状把握に寄与できているかは疑問である。 廃止することを希望する。</p>	<p>府内市町村によるエコカーの「公用車への率先導入」の取組みは、平成25年6月に策定した「大阪府自動車NOx・PM総量削減計画[第3次]」の目標達成に向けて実施する施策として位置づけている取組みである。 当該調査は、取組みの進捗状況を把握し、本計画の進行管理を行うために必要な調査である。 なお、来年度以降の調査実施に当たっては、市町村の負担を軽減する形での調査内容の見直しを検討する。</p>	<p>大阪府自動車NOx・PM総量削減計画</p>
<p>■ 容器包装リサイクル 容器包装リサイクル法では、自治体が分別収集・選別保管を行い、事業者が再商品化を行うことになっているが、現状では、自治体の経費負担が重く、事業者も一部負担はしているものの、その負担は比較的軽いものとなっている。したがって、自治体に義務付けられている収集運搬や中間処理に係る費用を拡大生産者責任に基づき事業者負担とすること、リサイクルに係る全経費を製品価格に内在化させること、また、デポジット制度の導入を含めた制度の見直しなど発生抑制・再使用への取り組みを促進することなどが必要であると考え。ガラス製容器は、無色、茶色、その他の色の3種類に区分する必要がある、見分け方が難しい商品も多く、市民が分別排出する際や中間処理施設での選別する際の混乱原因となっている。 この改善策として、ペットボトル同様に色の規格を無色のみとし、形状については適当な種類に規格を統一することを望むが、仮にこれ自体が困難であっても、資源有効利用促進法における指定表示製品に追加し、無色、茶色、その他の色の表示を義務化すべきであると考え。</p>	<p>平成20年度より法第10条の2に基づき、容器包装リサイクル協会を通じて製造者が市町村に合理化拠出金を支払う制度が運用されている。長期的には容器包装に対するデポジット制の導入を含め、多様な回収ルートの確保に向けた国の動きについて注視していく。 色別表示の義務化については、ガラスびんの分別収集等に係る市町村の今後の動きを踏まえて他府県と協調しながら検討していきたい。</p>	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)</p>
<p>■ 老人福祉法にかかる措置事務マニュアル 老人福祉法第10条の4及び第11条に基づく「老人保護措置事務のマニュアル」が平成20年以来改定されていないように思うが、措置におけるケース対応について、あるいは、「老人保護措置費の費用徴収基準の取り扱い細則について」(老計発第0124001号)における必要経費の取扱いの中で、医療費の管理費や判定の仕方等、具体的にQ&A等を掲載してほしい。</p>	<p>老人福祉法による措置事務マニュアルは、今後大幅な法改正や取扱いの見直しがあった場合に、それに伴い改定を行うこととしている。 大阪府としては、市町村と連携し、国にも技術的な助言を求めながら、必要な情報提供や助言に努めていく。</p>	<p>老人福祉法第10条の4及び第11条</p>

<p>■ 特定建設作業実施届出書 特定建設作業を伴う建設工事の元請け業者は作業開始の7日前までに「特定建設作業実施届出書」を市町村へ届け出なければならず届出をしなかった者は十万円以下の罰金とする、大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定の周知を府内の建設業者に対し徹底していただきたい。</p>	<p>交通環境課と連携し、建設業許可申請受付会場に啓発パンフレットを置くなど建設業許可業者への周知方法を検討する。</p>	<p>騒音規制法第14条第1項、振動規制法第14条第1項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項、同第118条第8号</p>
<p>■ 各種機関統計調査市町村交付金にかかる科目間流用 各種基幹統計調査市町村交付金にかかる科目間流用の際に、事前の流用承認の対象となる科目及び事前の流用承認が必要な要件が、所管省により異なるため、同一の基準となるよう統一を図りたい。</p>	<p>大阪府「統計調査市町村交付金取扱要綱」により流用基準を規定しており、複数の市町村から要望もあることから、平成25年度中に検討を行う。</p>	<p>総務省「基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱」 経済産業省「商工業統計調査事務等地方公共団体委託費事務取扱要領」 文部科学省「教育統計調査委託費の取扱い」 平成24年度統計調査市町村交付金経理事務の留意事項のうち 「平成24年度 市町村交付金にかかる流用の取扱いについて」</p>
<p>■ 大阪府特定非営利活動促進法施行条例に係る手続 大阪府内(大阪市・堺市を除く)で本市と同様に権限を移譲された市町村間で特定非営利活動法人の住所変更等の届出や認証事務があった場合、現状では、移譲を受けた市町村間における事務を含め、当該市町村外に関わる事務については、大阪府を経由して住所変更等の届出や認証をすることになっているが、大阪府を経由せずに直接移譲を受けた自治体が直接やりとりしても、大阪府に提出する月例報告で実態を把握できると考えられることから、直接市町村間で事務ができるようにするべきである。</p>	<p>(1)届出(権限移譲先市町村間での住所変更等)の場合 大阪府経由による送付であれば書留で送付できるが、大阪府を経由せず移譲先市町村間で直接やり取りをする場合、個人情報(住民票等)を含む書類が紛失することのないような送付方法等について各市町村からの意見も聞いた上で、検討していく。 (2)認証(所轄庁の変更を伴う住所変更等)の場合 内閣府から、特定非営利活動法第26条第1項の定款変更(所轄庁変更)の事務の権限移譲に関しては「所轄庁間の連携事務に関し、都道府県知事は、統一的な窓口の役割を果たすことが必要」という考え方が示されていることから、移譲はできないと考える。</p>	<p>大阪府特定非営利活動促進法施行条例 第23条</p>
<p>■ 地縁団体の認可要件 地縁団体の認可要件の一つである「構成員」は、個人毎での取り扱いとなっているが、地縁による団体(とりわけ自治会)については、古来より組織の意思決定は世帯毎に行われてきているのが実態である。 また、構成員名簿の作成については、団体が個人情報を保管する必要を考慮すると、名簿の数は少ない方(世帯主のみ)が管理しやすく、また、リスクも低い。 同法の目的は、団体名義で資産を保有できることのみを目的としていることから、「その相当数の者が現に構成員となっていること」を確認するための資料として、多くの個人名簿を徴収する労力や情報管理のリスクを伴う要件は、認可申請にあたって大きな弊害となっているのが現状であり、「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるもの」とするのではなく、「その区域に住所を有するすべての世帯は構成員となることができるもの」とすべきである。</p>	<p>地方自治法260条の2第2項第3号において、地縁による団体への加入は、法的には住民個人単位の自由意思によるものであるとする考え方のもとに、すべての住民に加入資格が保障されていること及びその相当数が現に構成員となっていることを要件として定めている。 また、このことは、世帯単位の法的な意思表示の制度が一般的に存在しないことなどの理由によるものと解され、「世帯」を単位とすることは困難であると考えられる。</p>	<p>地方自治法第260条の2 第2項 第3号</p>

<p>■ 照会にかかる協定書の締結</p> <p>本市は、暴力団排除条例(以下「市条例」と略す。)を制定し、施行している。また、大阪府ではこれに先行して、平成23年度から大阪府暴力団排除条例(以下「府条例」と略す。)を施行している。市条例の施行にあたり、暴力団員及び暴力団密接関係者の排除を徹底するため、本市は大阪府警察本部及び所轄警察署との相互協力や連絡協議体制の確立について、「覚書」(以下「覚書」と略す。)を締結する手続きを進めている。</p> <p>しかし、現在、本市と大阪府警本部及び各所轄警察署との間で覚書の締結が済んでいないために、大阪府警察本部及び所轄警察署に対して、暴力団員及び暴力団密接関係者の該当の有無に関する照会を行っても、大阪府警察本部及び所轄警察署から、文書による回答をもらえる状況にない。</p> <p>府条例と市条例とも、暴力団員及び暴力団密接関係者の排除の目的は同じであるので、覚書締結を経ずとも、文書による照会回答に応じてもらえるよう、取り扱いを改めてもらいたい。</p>	<p>暴力団排除を徹底し実効あるものとするためには、各市町村と大阪府警察の相互の連絡協議体制の確立が必要であることから、照会等様式や方法、情報提供の範囲を定め、これに基づいて実施する必要があると考えています。</p>	
<p>■ 資源有効利用促進法</p> <p>資源有効利用促進法の対象となるパーソナルコンピュータについて、不法投棄された指定機器を自治体が回収し、製造等事業者に引き渡す場合のリサイクル費用や収集運搬費用について、拡大生産者責任の観点から、自治体の負担ではなく製造等事業者の費用負担とすべきであるとする。</p> <p>排出者は製品ごとに製造等事業者へ申し込むが、本体とモニターが異なる場合もあり、この場合申込手続きが煩雑になっている。したがって、手続きを簡素化することで事業者による製品の回収及びリサイクルがより進み、資源の有効利用が促進されると考える。</p>	<p>平成15年10月以降に国内で個人ユーザー向けに販売されたPCは、おおむねリサイクル及び収集料金が購入代金に内在化されており、それ以外のものについてもメーカーによる回収・再資源化の体制が整備されているほか、不法投棄されていたPCを市町村が回収した場合であっても個人で使用されていたものであれば、メーカーは家庭用PCと同じ条件で市町村から引取ることになっている。</p> <p>平成23年度に府内市町村が回収した不法投棄PCは、ディスプレイを含めて88台であるが、引続き他府県とも協調しながら推移を見守ってゆく。</p>	<p>資源の有効利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)</p>
<p>■ 介護サービス費の決定手続</p> <p>措置における措置費支弁基準は「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針」(厚生労働省老健局長通知)によって定められている。その中の特別事務費の「介護サービス利用者負担加算」については、高額介護サービス費の適用を優先させることとなっている。しかし、高額介護サービス費の第1回目の決定は、国保連を通して介護サービス費の決定をし、高額介護サービス費の申請書を提出して、決定するまでに大体3か月程度かかる。請求事務が3か月も遅れると、年度末等に請求書の確認を取ることが困難になる。</p> <p>また、措置事務と高額介護サービス費の事務について行っている担当係が分かれていることが多く、高額サービス費の利用がなされていることに気づきにくいことも問題である。</p>	<p>サービス提供から国保連を経由した審査までの期間は、通常3か月程度かかる仕組みは、全国一律のものであり、他の市町村からは同様の意見を聞いていないため、現時点では改善等を国等に要請することまでは考えていない。(提案市に事実確認したところ、提案市においても実務上の問題は発生していない。)</p> <p>また、記載内容のうち、また以降の後半部分は、市町村内の調整事項であると思われる。</p>	<p>老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針</p>
<p>■ 生産緑地地区の変更等にかかる都市計画図書</p> <p>生産緑地地区の変更等は、主に公共施設の設置及び行為制限の解除を行った生産緑地について、府の協議を経て本市都市計画審議会に審議されている。図書の作成はそのための資料の役割を果たしているが、都市計画法に規定されている資料(法定図書と言われるもの 総括図、計画図及び計画書)のみで十分であると思われる。</p> <p>上記「都市計画の手続」では、法定図書以外に新旧対照図等を作成することになっているが、作成する側の市の作業量、負担が大きい。そのため、不要であると思われるが、その必要性及び使途を明確に示していただきたい。</p>	<p>「都市計画の手続」で法定図書以外に必要な新旧対照図等は、手続きを円滑に進めていくため、地区の追加・変更・廃止の別毎に面積増減や区域の分割状況、変更理由等を確認する図書として各市村共通に資料作成をお願いしているもので、協議に必要な図書であると考えています。</p>	<p>都市計画法第14条(都市計画の図書) 平成14年5月大阪府発行 都市計画の手続(生産緑地)</p>

<p>■ 浄化槽法10条に基づく保守点検等 環境省所管の浄化槽市町村整備推進事業は、従来の下水道一辺倒の汚水処理施策整備を見直すものとして、即時性、経済性、効率性等の効果が期待されている。 しかし、その施設管理に関しては、従来からの「個人管理」を前提とした管理ルール(浄化槽法10条)が適用され、実情に適した効果的な市町村独自の管理体制の構築を阻んでいる。 500基を超える浄化槽を管理する本市では、各家庭の生活パターンに適した最適な状態の保持に務めている。それによってほとんどの浄化槽は法律に定められた放流基準を、遥かに下回る管理を実現している。このように管理者(市町村に限る)の責任で十分な管理体制を有する場合(浄化槽市町村整備推進事業)については、市町村が独自に条例や規則で管理基準を定めるべきである。 管理能力を有する市町村の公共事業の浄化槽も、管理能力を有しない個人が私的に管理する浄化槽も、同様に扱われており、管理経費の適正化の障害となっている。 浄化槽法10条に拘らず、条例等の定めにより独自に管理基準を定められるように法改定されることを希望する。</p>	<p>浄化槽法は、環境省の権限に属する事項である。 浄化槽は、管理者が個人か市町村かに関係なく、浄化槽法等に定める維持管理や清掃の基準に基づき適切に管理されることを前提に量産され、全国に設置されている。 また、浄化槽法等に定める維持管理や清掃の基準に示す実施回数は、機能低下を未然に防止し、良好な処理水質を確保するために必要な最低の回数が示されている。 これらのことから、ご要望にあるように、管理者が個人であるか市町村であるかによって、異なる基準を適用することは、浄化槽法等に定める基準の性格上、そぐわないと考える。</p>	<p>浄化槽法10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合)にあっては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。</p>
<p>■ 屋外広告物法・大阪府屋外広告物条例 1)屋外広告士資格については、都道府県が開催する講習会への参加を行えば取得することが可能であり、業の登録についても同資格を保有しておれば簡単に行なうことができ、粗悪な技術及び関連法規等の屋外広告物の設置に関する法知識の乏しい者であっても業を営むことができる。同資格の国家資格化及び業の許可制度を創設することにより、適正な知識及び経験を有する者のみに業を営む権利を付与するべきである。 2)現在、大阪府屋外広告物条例で定められている経過措置の期間に関しては、最大3年とされているが、法遡及の原則から鑑みた場合、既存不適格の扱いについてはもう少し柔軟な扱いとする必要があると思われる。 大阪府においては、実際に現状の経過措置期間を経過した屋外広告物の撤去指導は行っておらず、事実上の野放し状態となっており、新たな基準に適合していない物件は全て違法掲出状態に移行しているのが現状である。 府内において事務移譲の推進を行う以上は、移譲市における条例運用が適正に進められるよう条例改正等の検討を強く求める。</p>	<p>1) 都道府県の講習会で取得できるのは、「屋外広告士」の資格ではなく、屋外広告業の登録に必要な「業務主任者」の資格であり、意見の内容に事実誤認がある。この屋外広告業の登録制度は、違法広告物が多数存在することから、平成16年度、国において届出制から登録制に法改正されたところである。大阪府においても平成19年度から登録制度に移行し、制度の実効性を確保して適正な広告物が掲出されるよう取り組んでいるところであり、現時点では、登録制度から許可制度への規制強化の法改正を国に対して要望することは考えていない。 2) 条例7条は経過措置期間を最大3年とする規定であり、大阪府全域における規定である。許可の更新が2年毎となっていることから、経過措置期間とあわせて最大5年近くの不適合扱いが可能となることから、これ以上の経過期間の延長は考えていない。なお、実態として、違反広告物が多数存在するなか、まずは、違反指導を実情に即して進めることが必要と考えている。</p>	<p>1)屋外広告物法第9条、大阪府屋外広告物条例第22条 2)大阪府屋外広告物条例第7条、同条例施行規則第9条</p>
<p>■ 病院、診療所巡回診療(健診)実施計画に添付する書類 病院、診療所巡回診療(健診)実施計画書」提出時に、医師各々の履歴書および歯科医師免許の写しを添付している。 ただ、規制の根拠を見る限りでは、履歴書及び歯科医師免許の写しの提出まで明記されておらず、歯科医師の確認については歯科医師免許の写しのみで十分であり、履歴書まで提出する必要があるのか。添付する書類の簡素化を図りたい。</p>	<p>履歴書を添付する主な理由は、巡回診療(健診)に従事しようとする医師または歯科医師が他の医療機関に従事等をしている場合、巡回診療(健診)に従事することによって、既に従事する医療機関の診療に支障が生じないこと等について確認するため、従事状況を詳しく把握する必要があること。また、診療に従事することができるか否かの確認のため、医師または歯科医師免許に係る行政処分を確認するため必要である。 これらは、免許証からは判断できない事柄でもあり、巡回診療(健診)を実施するにあたり、その内容が適切であるか否かについて総合的に確認するための方法として、従事医師の履歴書の添付を求めている。</p>	<p>医療法第7条、第8条 昭和37年6月30日医発554号「巡回診療の医療法上の取扱いについて」 平成7年11月29日健政発第927号 厚生労働省政策局長通知「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」</p>

<p>■ 大規模小売店舗立地法に係る市町村への意見照会</p> <p>大規模小売店舗立地法では、市町村に隣接地域保持のため意見を聴かなければならないとあるが、市町村で意見を出しても、大阪府は「意見なし」として意見に反映してもらえないという現状がある。市町村から出した意見をより反映していただきたい。</p>	<p>大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく市町村からの意見聴取は、地域の施策や実情に精通している市町村の意見を広く聴くことを目的としているのに対し、同条第4項に基づく都道府県の意見は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(経済産業省告示)」(以下「指針」という。)を勘案した上で、当該大規模小売店舗が周辺の地域の生活環境に及ぼす影響という観点から、届出者に計画内容の変更を求める必要がある場合に述べるものである。</p> <p>また、都道府県が意見を述べた場合、届出者に対し同条第9項に基づき、新設や変更事項の実施について更なる二か月の実施制限を課すこととなるため、意見を出すにあたっては、慎重な判断が求められる。</p> <p>以上のことから、法制度上、市町村等から聴取した意見には配慮するものの、そのまま府の意見に反映するという位置付けのものではない。</p> <p>なお、市町村や住民等からの意見については、その内容を届出者に伝えるとともに、府民に告示・縦覧している。また、大阪府大規模小売店舗立地法事務調整会議構成課室課長に送付したうえで意見を求めるとともに、大阪府大規模小売店舗立地審議会に報告して、都道府県意見の取扱について十分に審議・検討している。</p>	<p>大規模小売店舗立地法第8条第1項 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(経済産業省告示)</p>
<p>■ 希釈放流施設整備協議時の前提要件</p> <p>し尿の「希釈放流施設建設」に関する大阪府(下水道終末処理場関係部署)との協議等の際、その要件として、「下水道普及率の現状90%。5年以内に100%達成の見込みが立っていること。」等が示されるケースがある。</p> <p>「希釈放流施設」についての実現性等の検証にあたっては、大阪府との情報交換等が重要であるが、上記要件が障害となっている。</p> <p>各市の状況を認識いただき、該当終末処理場の有効活用を考慮する等、総合的に判断いただくためにも、上記要件等の附帯を見直すべきである。</p>	<p>昭和47年8月7日付け厚生省建設省通達により、公共下水道の供用が開始されている区域(以下「処理区域」という。)内においては、し尿を流域下水道の終末処理場において処理できるが、処理区域外においては、本来、市町村の施設において処理されるべきものである。</p> <p>しかしながら、大阪府においては、下水道事業の進捗に伴うし尿収集量の減少により、処理施設の運転や維持管理に支障をきたしている等、し尿処理事業の困窮事情に鑑み、処理区域以外のし尿も、一定の条件の下で、流域下水道施設及びその運転に支障のない範囲において流域下水道への受け入れを認めている。</p> <p>その条件のひとつとして、「公共下水道普及率が90%以上であること」を設けているが、これはし尿の受け入れが恒久的に行われないう、公共下水道事業の完成に一定の目処が立っていることを担保する目安として設けているものである。</p> <p>なお、公共下水道が普及途上にある場合は、し尿処理に一定の需要と継続性があることから、市町村における「し尿処理事業」として実施すべきものと考えている。</p>	<p>下水道法(昭和33年4月24日法律第79号) 終末処理場におけるくみ取りし尿の処理について(S47.8.7厚生省建設省通達)</p>
<p>■ エネルギー使用、温室効果ガス換算排出量に係る各種届出・報告</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の「定期報告書」届出と、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の「排出量報告」については、事務簡素化の観点から、併用を認める運用となっている。</p> <p>同様の観点から、大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく「実績報告書」届出についても、国への報告をもって代える等、事務の簡素化を実施するべきである。</p>	<p>法と条例では目的が異なるだけでなく、届出対象事業者及び事業所も異なるため、現行では、国から届出の写しを受けても府域以外の情報が混在しており、必要な情報のみを整理することはできない。</p> <p>府としては、これまで事業者負担の軽減を図るため、届出期限を国への報告後とするとともに、府域における事業所分のエネルギー使用量を入力していただくことで、届出様式(電子ファイル)が作成できるよう工夫してきたところであり、今後も、事業者負担の軽減が図れるよう努める。</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第63条第1項 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)第21条の2第1項及び第2項 大阪府温暖化の防止等に関する条例第11条第1項</p>

<p>■ 道路・河川占用における占用許可更新手続の際の添付書類</p> <p>道路・河川占用における占用許可の更新手続について、当初申請時と変更のない物件については、当初申請時の図面を活用する等して申請時に必要以上の書類添付を廃止するべきではないか。</p> <p>昭和50年1月30日付建設省道政発第9号建設省道路局路政課長通達「道路占用の手続等について」に更新申請時の添付書類について、(当初申請時と変更のない物件については、当初申請時の図面を活用する等、申請者に必要以上の添付書類の提出を要求することのないようにすること。)とある。</p> <p>但し、上記建設省通達については、道路占用に対してであるため、河川法においても適用されるかどうかご判断頂く必要があると思われる。</p>	<p>道路・河川占用許可の更新(継続)の添付書類については、基本的に本府が保管する当初申請時の図面等を活用し、添付図書を極力省略するようにしている。</p> <p>ただし、本府の保管する当初及び前回許可原議に図面が添付されていない場合など、必要に応じて個別に図面の提供をお願いする場合もあるので、ご協力願いたい。</p>	<p>道路法第32条 道路法施行規則第4条の3 大阪府道路占用規則第3条、第4条 昭和50年1月30日付建設省道政発第9号建設省道路局路政課長通達「道路占用の手続き等について」 昭和58年2月9日付建設省道路局路政課長通知「道路占用許可事務等の簡素化について」 平成7年3月6日付建設省道路局路政課長通達「道路占用許可(更新)手続簡素化措置の徹底について」 河川法第24条第1項</p>
<p>■ 身体障がい者等に係る自動車税・自動車取得税の減免</p> <p>身体障がい者等に係る自動車税・自動車取得税の減免申請の手続において、「民生委員の状況確認書」を求める場合がある。しかしながら、民生委員が各家庭、特に別居している家庭の生計について確認するのは難しく、発行したとしてもその事実を裏付けするものは何もない。</p> <p>また、民生委員による状況確認書発行が困難な場合に、申請者と民生委員の間でトラブルとなるケースも見受けられ、各地域を担当する民生委員への負担が大きくなっている。</p> <p>このことから、民生委員の状況確認書をもって減免の措置を行うという制度自体を見直すべきである。</p>	<p>減免事由の確認は、基本的に公的な機関の発行する書類で行う。</p> <p>その中で、申請者と身体障がい者等が別居の場合における「生計同一」の確認は、例えば住民票、確定申告書控え、源泉徴収票、健康保険証等で確認しているが、これらで確認できない場合は、民生委員による状況確認書で確認している。</p> <p>府税職員へは、他に当該事実を証する書面があるにも関わらず、安易に民生委員の状況確認書を求めないよう注意喚起している。</p> <p>身体障がい者等に係る自動車税・自動車取得税減免制度の適正な運用のため、引き続きご理解とご協力いただきたい。</p>	<p>大阪府税条例第73条</p>
<p>■ し尿処理の下水道放流</p> <p>府内のし尿処理施設については、総じて老朽化が進んでおり、今後のし尿処理施設のあり方が課題となってきている。一方、大阪府においても論じられているように人口減少社会が本格化するとこれまでの人口構造等で設計されている施設規模等に余裕が生じることも想定できる。そうした中、府全域で新たな投資(し尿処理施設の更新)を極力押さえ、いまある資源を活用することのできる仕組みが有効ではないかと問題提起をするものである。</p>	<p>昭和47年8月7日付け厚生省建設省通達により、公共下水道の供用が開始されている区域(以下「処理区域」という。)内においては、し尿を流域下水道の終末処理場において処理できるが、処理区域外においては、本来、市町村の施設において処理されるべきものである。</p> <p>しかしながら、大阪府においては、下水道事業の進捗に伴うし尿収集量の減少により、処理施設の運転や維持管理に支障をきたしている等、し尿処理事業の困窮事情に鑑み、処理区域以外のし尿も、一定の条件の下で、流域下水道施設及びその運転に支障のない範囲において流域下水道への受け入れを認めている。</p>	<p>下水道法(昭和33年4月24日法律第79号) 終末処理場におけるくみ取りし尿の処理について(S47.8.7厚生省建設省通達)</p>

■ 府道及び府管理河川等の代理申請事務

個人が府道や府管理河川等に占用物を設けたり施行承認を受けたりする時に、直接、個人からの占用(施行承認)申請は、受付されず、市町村が個人に替わって代理申請するよう指導されているが、市町村が個人に替わって代理申請しないといけない理由や根拠が判然としない。

府と個人の間市町村が入ることにより、個人、市町村共に事務が増え、市町村としては、直接関係の無い物件の管理者等になっている。

本来、施設管理者である大阪府と占用(施行承認)行為を行いたい個人の二者間で直接、手続きを行うべきであるので、市町村からの代理申請でないと受付しないという制度は改めるべき。

水道管及び下水道管の本管から宅地への引込管の設置工事は、個人負担のもとで行われるが、本件は、当該申請を市町村名で道路・河川占用申請するよう指導している点について指摘しているものと推察される。

水道管や下水道管の占用については、設置後、経年変化や施工不良などによる漏水等で道路や河川管理用通路の陥没等が発生する原因となることが多く、適正な管理が求められる。

道路や重要な河川構造物である堤防に陥没が発生すれば、直ちに当該箇所を掘削し、原因を究明、復旧工事を行うとともに、速やかに道路や堤体の安全を確保する必要がある。

しかし、府民個人が、このように水道管や下水道管を直接管理することは事実上不可能であり、水道管理者及び下水道管理者たる市町村が引込管も含め、管理すべきであることから、市町村からの道路・河川占用申請とするよう指導しているところであり、ご理解いただきたい。

道路法第24条、32条
河川法第24条、26条
河川敷地占用許可準則